

平成30年1月31日

犬山市立小中学校保護者 様

犬山市教育委員会 教育長 滝 誠

平成30年度 犬山市部活動ガイドラインについて（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃から本市・学校の様々な教育活動に、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、部活動の運営方法において基本的な事項や留意点を「犬山市部活動ガイドライン」としてお示しすることとなりました。

部活動は、心身が大きく成長する中学生にとって、体力を向上させ、他者と協同する態度や規律を尊ぶ態度を培うなど、人格の形成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、その反面、部活動を支える教員の多忙化が大きな社会問題となってきました。教員の最も重要な業務は、一人一人の子どもに丁寧に寄りながら質の高い授業や個に応じた指導を実践していくことです。学校・教育委員会には、長時間労働を改善し、教職員が果たしてきた役割や使命をいかに維持向上していくかという大きな課題が突きつけられています。

かねてより文部科学省は、行き過ぎた部活動に対して、スポーツ障害・バーンアウト（燃え尽き症候群）の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえ、適切な練習時間や休養日についての指針を示してきました。

このような状況を踏まえ、犬山市教育委員会では、教育活動全体の中での部活動の在り方について学校組織全体で検討し、丹葉地区（犬山市・岩倉市・江南市・大口町・扶桑町）の申し合わせ事項としてきた部活動の指針を、さらに踏み込んだ「犬山市部活動ガイドライン」として策定しました。（裏面）

今後、このガイドラインを基にして、学校ごと、部活動ごとの運営方法を、入学説明会、PTA委員会などを通して生徒・保護者の皆様へ説明させていただくこととなります。それぞれの運営方法に関して御理解をいただくとともに、活動への御支援をお願いいたします。

【連絡先】 犬山市教育委員会 学校教育課  
電話 0568-44-0350